

愛知県名古屋飛行場管理規則（平成十六年愛知県規則第七十一号）

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

（運用時間外の利用の許可）

第二条 愛知県名古屋飛行場条例（平成十六年愛知県条例第四十四号。以下「条例」という。）第三条第一項の許可を受けようとする者は、運用時間外等利用許可申請書（様式第一）を知事（条例第十八条の規定により指定管理者が指定された場合にあつては、指定管理者。第三項、第四条第二項、第五条、第六条第二項、第七条から第九条まで、第十一条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条の三、第十一条の五並びに第十一条の六第二項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情により運用時間外等利用許可申請書を提出することができないときは、電話その他の方法により申請することができる。

3 前項の規定により申請をした者は、同項に規定する事情がなくなったときは、速やかに、運用時間外等利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

（滑走路等の利用の届出）

第三条 条例第四条第一項の届出は、滑走路等利用（変更）届出書（様式第二）によりしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項若しくは第二項、次条第二項、第五条又は第六条第二項の規定による申請をした者は、当該申請をもつて前項の届出をしたものとみなす。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の届出について準用する。  
（離着陸等に相当する行為についての制限）

第四条 条例第四条第一項に規定する知事が定める行為は、飛行場の運用時間の範囲内において知事が定める時間内において行わなければならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、運用時間外等利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

（制限重量超過航空機の使用の許可）

第五条 条例第五条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、制限重量超過航空機使用許可申請書（様式第三）を知事に提出しなければならない。

（航空機の重量制限）

第六条 条例第四条第二項に規定する利用者は、条例第五条第二項各号に掲げる航空機の主脚の型

式の区分のいずれにも該当しない航空機であつて、国際民間航空条約（昭和二十八年条約第二十一号）の附属書十四に定めるところによる航空機分類等級（舗装の種類に係るコードがRであり、かつ、路床の強度のカテゴリに係るコードがBである場合のものをいう。）が六百二十六を超える航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限重量超過航空機使用許可申請書を知事に提出しなければならない。

（立入制限区域への立入りの許可）

第七条 条例第九条の許可を受けようとする者は、立入制限区域内立入許可申請書（様式第四、様式第五又は様式第六）を知事に提出しなければならない。

（車両の運行等の許可）

第八条 条例第十条第一項の許可を受けようとする者は、立入制限区域内車両運行許可申請書（様式第五、様式第六又は様式第七）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第二項の許可を受けようとする者は、立入制限区域内車両運転許可申請書（様式第五、様式第六又は様式第八）を知事に提出しなければならない。

3 条例第十条第三項ただし書の許可を受けようとする者は、車両駐車等許可申請書（様式第九）を知事に提出しなければならない。

（爆発物の携帯等の許可）

第九条 条例第十一条ただし書の許可を受けようとする者は、爆発物携帯等許可申請書（様式第十）を知事に提出しなければならない。

（ミュージアムの休業日等）

第九条の二 あいち航空ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を条例第十三条の二第一項の展示物の観覧（ミュージアムの専用利用（これと併せて催事室を利用し、及び同項の展示物の観覧をし、又はさせることを含む。以下同じ。）に係るものを除く。以下「一般観覧」という。）又は催事室の利用（ミュージアムの専用利用に係るものを除く。）の用に供しない日及びミュージアムの駐車場の休業日（以下この条において「休業日等」という。）は、火曜日及び水曜日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日とする。

- 一 これらの日のいずれかが国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合 これらの日のうち休日でない日及びその翌日以降の最初の休日等（休日、土曜日及び日曜日をいう。次号において同じ。）でない日
- 二 これらの日のいずれもが休日に該当する場合 当該水曜日の翌日以降の最初及びその次の休日等でない日

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日等を変更し、又はミュージアムの休館日若しくは休業日等を設けることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に休業日等を変更し、又はミュージアムの休館日若しくは休業日等を設けることができる。  
(会議室等の利用時間)

第十条 飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設及び業務用施設、ミュージアム並びに駐車場の利用時間は、次のとおりとする。

一 会議室及びビジネス航空専用施設 午前七時から午後十時まで

二 業務用施設 終日

三 ミュージアム 午前十時から午後五時まで。ただし、催事室にあつては、午前九時から午後六時まで

四 駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。以下この号において同じ。） 終日（駐車場に自動車若しくは原動機付自転車を入場させ、又は駐車場から自動車若しくは原動機付自転車を出場させることができる時間は、知事が別に定める時間とする。）

五 ミュージアムの駐車場 午前九時三十分から午後五時三十分まで

2 一般観覧をするためミュージアムに入館できる時間（以下この条において「入館時間」という。）は、午前十時から午後四時三十分までとする。

3 第一項の規定にかかわらず、ミュージアムの専用利用をする場合のミュージアムの利用時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 土曜日、日曜日、休日その他ミュージアムを一般観覧の用に供する日 午後五時三十分から午後十時まで

二 前号に掲げる日以外の日 午前十時から午後五時（火曜日及び水曜日（前条第一項各号に掲げる場合は、同項各号に定める日）にあつては、午後十時）まで

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が利用する場合のミュージアムの駐車場の利用時間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 催事室を利用する者（次号に掲げる者を除く。） 午前八時三十分から午後六時三十分まで

二 ミュージアムの専用利用をする者 ミュージアムの専用利用の開始時刻の三十分前からその終了時刻の三十分後まで

5 知事は、必要があると認めるときは、臨時に第一項若しくは前二項の利用時間又は入館時間を変更することができる。

6 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間（ミュージアム及びミュージアムの駐車場の利用時間に限る。）若しくは第三項若しくは第四項の利用時間又は入館時間を変更することができる。

(会議室等の利用の許可)

第十一条 条例第十二条第一項の許可を受けようとする者（第三項及び第五項に規定する者を除

く。)は、会議室等利用許可申請書(様式第十一)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により会議室等利用許可申請書を提出した者について利用を許可したときは、会議室等利用許可書(様式第十一の二)を交付するものとする。

3 ミュージアムの専用利用をしようとする者は、ミュージアム専用利用許可申請書(様式第十二)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定によりミュージアム専用利用許可申請書を提出した者についてミュージアムの専用利用を許可したときは、ミュージアム専用利用許可書(様式第十二の二)を交付するものとする。

5 駐車場を利用しようとする者(定期駐車のために駐車場を利用しようとする者を除く。)は、駐車券の交付をもって条例第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 前各項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設及び業務用施設、催事室並びに駐車場(以下「会議室等」という。)を利用する権利並びにミュージアムの専用利用をする権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(会議室等の利用の変更の許可)

第十一条の二 利用者(ミュージアムの専用利用の許可を受けた者及び前条第五項の規定により利用の許可を受けた者を除く。次条第一項において同じ。)は、会議室等の利用期間その他会議室等利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、会議室等利用変更許可申請書(様式第十三)に会議室等利用許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 ミュージアムの専用利用の許可を受けた者は、利用日時その他ミュージアム専用利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、ミュージアム専用利用変更許可申請書(様式第十三の二)にミュージアム専用利用許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。(会議室等の利用の取消しの承認)

第十一条の三 利用者は、会議室等の利用の取消しをしようとするときは、会議室等利用取消承認申請書(様式第十四)に会議室等利用許可書を添えて速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 ミュージアムの専用利用の許可を受けた者は、ミュージアムの専用利用の取消しをしようとするときは、ミュージアム専用利用取消承認申請書(様式第十四の二)にミュージアム専用利用許可書を添えて速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の還付額)

第十一条の四 条例第十三条の三第六項の規定により読み替えて準用する条例第十三条第三項ただし書の規定により還付する額は、当該ミュージアムの専用利用に係る利用料金の額(観覧料相当額(ミュージアムの専用利用に係る条例第十三条の二第一項の展示物の観覧をする者(同項各

号に掲げる者を除く。)の条例別表第四団体(二十人以上)の項区分の欄に掲げる区分ごとの人数に、それぞれ同項観覧料の額の欄に定める額を乗じて得た額の合計額をいう。)に係るものを除く。以下この項において同じ。)に次の各号に掲げる当該ミュージアムの専用利用をする日の区分に応じ当該各号に定める割合(第十一条の二第二項及び前条第二項の規定による申請のあった日(以下この項において「申請日」という。))が当該利用料金の額の納期限の日以前の日である場合は、十分の十)を乗じて得た額とする。

一 土曜日、日曜日、休日その他ミュージアムを一般観覧の用に供する日並びに火曜日及び水曜日(第九条の二第一項各号に掲げる場合は、同項各号に定める日) 次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 当該ミュージアムの専用利用をする日(以下この項において「利用日」という。)の三月前の日の前日まで 十分の十

ロ 利用日の三月前の日から利用日の二月前の日まで 十分の五

ハ 利用日の二月前の日の翌日から利用日の一月前の日まで 十分の三

二 前号に掲げる日以外の日 次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 利用日の六月前の日の前日まで 十分の十

ロ 利用日の六月前の日から利用日の三月前の日まで 十分の五

ハ 利用日の三月前の日の翌日から利用日の一月前の日まで 十分の三

2 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項に定める額を変更することができる。

(会議室等の利用後の届出)

第十一条の五 利用者(第十一条第五項の規定により利用の許可を受けた者を除く。)は、会議室等の利用若しくはミュージアムの専用利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した設備を原状に回復し、その旨を知事に届け出なければならない。

(観覧券の交付)

第十一条の六 一般観覧をしようとする者(条例第十三条の二第一項各号に掲げる者及び同条第四項(条例第十三条の三第六項において準用する場合を含む。))の規定により観覧料(条例第十三条の三第一項に規定する条例第十三条の二第一項の展示物の観覧に係る料金を含む。以下同じ。)の全部を免除された者並びに同条第二項(条例第十三条の三第六項において準用する場合を含む。))の規定により観覧料を展示物の観覧後に納付させる者を除く。)は、観覧料の納付と引換えに観覧券(様式第十五)の交付を受けるものとする。

2 団体で観覧券の交付を受けようとするときは、その団体の代表者は、あらかじめ団体観覧券交付申込書(様式第十六)を知事に提出しなければならない。

3 中学校又は小学校の学校行事で観覧券の交付を受けようとするときは、その学校の代表者は、

あらかじめ学校行事観覧券交付申込書（様式第十七）を知事に提出しなければならない。

（利用料金の承認に係る公告の方法）

第十一条の七 条例第十三条の三第五項の規定による公告は、飛行場の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第十二条 条例第十九条第一項の規定による申請は、知事が定める期間内に、指定管理者指定申請書（様式第十八）を知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 三 指定管理者業務の実施に関する計画を記載した書類
- 四 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（自衛隊の利用に関する特例）

第十三条 自衛隊の航空機の離着陸等のための飛行場の滑走路等の利用に係る条例第四条第一項の届出については、第三条第一項の規定は、適用しない。

2 自衛隊の航空機による第四条第一項の規定により知事が定める時間外の条例第四条第一項に規定する知事が定める行為のための飛行場の滑走路等の利用については、第四条第一項ただし書の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、自衛隊は、当該利用をしようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、飛行場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

2 条例第十八条の規定により指定された指定管理者は、前項の規定により知事が定めるもののほか、知事の承認を受けて飛行場の管理に関し必要な事項（飛行場のターミナルビル、ミュージアム及び駐車場（立入制限区域を除く。）の利用に関するものに限る。）を定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

（愛知県名古屋飛行場の指定管理者の指定に関する規則の廃止）

2 愛知県名古屋飛行場の指定管理者の指定に関する規則（平成十六年愛知県規則第六十号）は、廃止する。

(立入制限区域内立入許可申請書等の特例)

3 この規則の施行の日から平成十七年二月二十八日までの間の飛行場の立入制限区域への立入り等に係る条例第九条及び第十条の許可の申請については、第七条及び第八条に規定する様式によるほか、知事が別に定める様式によることができる。

附 則 (平成十七年三月四日規則第八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成二十八年七月八日規則第五十七号)

この規則は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び様式第十一備考第二号ウを削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年九月三十日規則第六十号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の愛知県名古屋飛行場管理規則(以下「新規則」という。)の規定(あいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分に限る。)は、平成二十九年十一月三十日以後のあいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用並びに愛知県名古屋飛行場条例(平成十六年愛知県条例第四十四号)第十三条の二第一項の展示物の観覧について適用する。

2 この規則の施行の際現に愛知県名古屋飛行場条例第十二条第一項の規定による飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設及び業務用施設並びに駐車場の利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用については、新規則第十一条の二から第十一条の四までの規定は、適用しない。

附 則 (平成二十九年三月二十八日規則第七号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十七日規則第十二号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十六日規則第十六号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日規則第四十九号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年十二月二十四日規則第七十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年十二月二十八日規則第八十号)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和三年十二月十七日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一日規則第三号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十一月二十六日規則第五十二号）

この規則は、令和六年十一月二十八日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十七日規則第五十六号）

この規則は、令和七年一月一日から施行する。